

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 賴 書

- 1 件 名 自動ドア保守点検業務
2 施 行 場 所 埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地
独立行政法人水資源機構総合技術センター 本館
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から30日間
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、下記記載事項等を熟覧のうえご提出をお願いいたします。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見積 参加資格 水資源機構から一般競争(指名競争)参加資格業者(物品製造等)として認定を受ける必要はございません。
3 見 積 書 等
1) 様式等 見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印してください。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を見積書に明記することで省略することができます。
提出される見積書の宛名は「独立行政法人水資源機構 分任契約職 総合技術センター所長 安藤昌文」とご記載願います。
2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)の方法による。
3) 提出期限 令和8年1月13日(火) 16:00まで
4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 宛
FAX 048-853-1787 メール: nyukei_sougicenter@water.go.jp
5) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積微取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、
令和8年1月14日 16:00までとします。
6) その他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出してください。
③提出期間: 令和7年12月23日から令和8年1月6日 午前10時00分まで(必着)
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月29日から31日及び令和8年1月2日を除く平日、午前9時30分から午後5時00分まで
④提出方法: 2) と同じ
⑤提出先: 4) と同じ
⑥質問への回答は翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)午後0時00分までにホームページに掲載いたします。
4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
5 そ の 他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
4) 本見積について現地の見学を希望される場合は、総合技術センター マネージメントグループ (TEL 048-853-1785) までご連絡ください。

仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「発注者」という。）が施行する自動ドア保守点検業務（以下「業務」という。）に適用する。

(業務内容)

第2条 業務の具体的な内容は、次のとおりとする。

1. 対象設備

別紙のとおりとする。

2. 保守点検業務内容

- (1) 受注者は、対象設備について「JIS A 4722(歩行者用自動ドアセットー安全性)」、JADA 全国自動ドア協会が制定した最新の「自動ドア安全ガイドライン」及び関連法令・基準等を遵守した点検を行う。
- (2) 受注者は、対象設備の機能維持に必要と認められる場合は、部品を修理、取替または調整を行う。ただし、部品の修理、取替及び調整の範囲は対象設備の通常使用によって生じた摩耗や損傷によるものとし、改修や付属物の追加等に関するものは含まないこととする。
なお、部品の修理、取替及び調整については担当職員の指示によるものとする。
- (3) 保守点検の結果、(2)に掲げる以外の事由により早期に修繕を要する箇所が認められる場合は、担当職員の指示の下、修繕が必要な箇所及び概算費用等について発注者に対し書面にて報告すること。

3. 業務従事者

業務従事者は、業務実施にあたり作業の内容判断が可能な技術力及び必要な技能を有し、且つ自動ドア施工技能士の資格を有する者とする。

4. 成果品の提出

受注者は発注者に対し、保守点検業務終了後下記の書類を提出するものとする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 点検報告書 | 一部 |
| (2) 完了届 | 一部 |
| (3) その他担当職員が指示した書面 | 一式 |

(履行期間)

第3条 契約締結の翌日から 30 日間

(業務の実施場所)

第4条 業務を実施する場所は次のとおりとする。

〒338-0812 埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地
独立行政法人水資源機構総合技術センター 本館

(費用負担)

第5条 施行に要する器具、機械、部品及び消耗品等は受注者の負担とする。

(義務)

第6条 業務の施行に際し、受注者が第三者に対して損害を及ぼした場合には受注者はその損害の賠償を行う。受注者が故意又は過失により、対象設備及び独立行政法人水資源機構総合技術センター庁舎、又は発注者所有の物品を棄損又は滅失したときは、担当職員が指定する期間内までに現状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。また、業務の施行に際し発生した廃棄物の処理は、受注者の責任により処分する。

(暴力団関係業者の排除に関する協力)

第7条 業務の施行に際し、受注者は暴力団からのあらゆる不当介入に対して断固としてこれを拒否しました、不当介入を受けた場合は速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

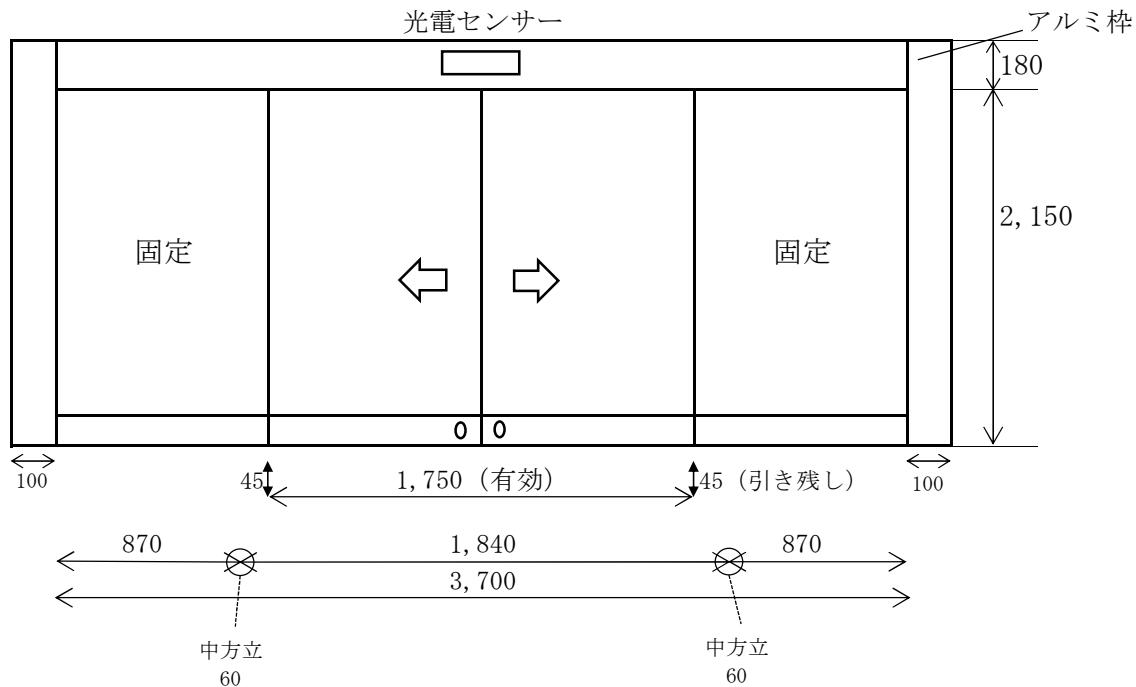
(その他)

第8条 仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合については、速やかに担当職員と協議を行う。

自動ドア保守点検業務

別紙

自動ドア展開図（単位：ミリメートル）



場所	独立行政法人水資源機構総合技術センター 本館
形式	ステンレス製引分け自動ドア（かぶせ工法）
材質	ステンレスヘアライン
ガラス	強化ガラス t8.0
金物	エンジン装置 光電センサー 補助光電センサー シリンダー錠（外部：シリンダー錠、内部：サムターン）